

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第十二号

### 障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成十八年広島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「知事が別に定める」を「別記様式第三号の三による」に、同条第二項中「知事が別に定める」を「別記様式第三号の四による」に改める。

別記様式第一号（1面）中

「事業等開始  
予定年月日」

を

「開始予定（満  
了）年月日」

に改め、同様式（2面）中「更新予定年月日」を

「有効期間満了日」に改める。

別記様式第三号の二の次に次の二様式を加える。



## 記入方法

- 1 「受付番号」欄及び「事業者(法人)番号」欄は記入しないこと。
- 2 「届出の内容」欄は、該当する項目番号に○を付けること。
- 3 「事業者」欄の事業者の「名称」, 「住所(主たる事務所の所在地)」, 「法人の種類」, 「代表者の職名」及び「代表者の住所」は、登記内容等と一致させること。  
「法人の種類」は、届出者が法人である場合に、営利法人, 社会福祉法人, 医療法人, 一般社団法人, 特定非営利活動法人等の区別を記入すること。
- 4 「事業所・施設名称等及び所在地」欄は、指定を受けている事業所及び施設名称及び所在地等を記入し, 事業所及び施設の合计数を記入すること。書ききれない場合は, 別紙に記入の上添付すること。
- 5 「障害者自立支援法の該当する条文(事業者の区分)」欄は, 該当する項目番号に○を付けること。
- 6 「区分変更」欄は, 届出先区分に変更のある場合に記入し, 区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。
- 7 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 3 号の 4 (第 4 条の 2 関係)

( 1 面 )

業務管理体制に係る届出事項の変更届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地  
 事業者 名称  
 (設置者) 代表者氏名

印

次のとおり、業務管理体制に係る届出事項を変更したので、届け出ます。

事業者 (法人) 番号																			
変 更 が あ っ た 事 項																			
1	法人の種別																		
2	事業者の名称又は氏名 (フリガナ)																		
3	主たる事務所の所在地, 電話, FAX 番号																		
4	代表者氏名 (フリガナ) 及び生年月日																		
5	代表者の住所, 職名																		
6	事業所・施設名称等及び所在地																		
7	法令遵守責任者の氏名 (フリガナ) 及び生年月日																		
8	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要																		
9	業務執行の状況の監査の方法の概要																		

変 更 の 内 容	
(変更前)	
(変更後)	

添付書類 業務が法令に適合することを確保するための規程又は業務執行の状況の監査の方法を変更した場合は、変更後の規程又は監査の方法を記した資料  
 注 届出書の記入については、2面によること。

## 記入方法

- 1 「変更があった事項」欄の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」欄に変更の内容を具体的に記入すること。
- 2 「6 事業所・施設名称等及び所在地」については、事業所及び施設の指定や廃止等によりその数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出ることで。
- この場合、「変更前」欄と「変更後」欄のそれぞれに、事業所及び施設の合計の数を記入し、「変更後」欄に新たに指定を受け、又は廃止等した事業所及び施設の名称、指定年月日、事業所番号、所在地を記入すること。書ききれない場合は、別紙に記入の上添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第八号から別記様式第十六号までを次のように改める。

様式第 8 号 (第 6 条関係)

(1 面)

指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) 指定申請書 (病院又は診療所)

保険医療機関	医療機関コード		
	名称	(〒 - )	
	所在地	(電話番号)	
開設者	住所		
	氏名又は名称		
	生年月日	職名	
標ぼうしている診療科名			
担当しようとする医療の種類			
主として担当する医師又は歯科医師の氏名, 生年月日, 住所及び経歴		自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要	
自立支援を行うための収容設備の定員		役員の氏名, 生年月日及び住所	
<p>障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) としての指定を受けるため, 上記のとおり申請します。また, 同法第 59 条第 3 項で準用する同法第 36 条第 3 項の規定により指定を受けることができない者のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">広島県知事 様 <span style="float: right;">印</span></p>			

- 注 1 育成医療又は更生医療単独で指定を希望する場合は, 「育成医療・更生医療」のうち, 指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。
- 2 保険医療機関の指定通知 (写) を添付すること。
- 3 担当する医師又は歯科医師の経歴書及び医師免許の写しを添付すること。
- 4 腎臓に関する医療, 小腸に関する医療及び心臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は, それぞれ臨床実績等に関する証明書を添付すること。
- 5 設備概要等を添付すること。
- 6 役員の氏名, 生年月日及び住所を記載した書類を添付すること。
- 7 申請書の記入については, 2 面も参考にする。

(記入要領)

- 1 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 2 「担当しようとする医療の種類」は、次のうち希望するものを記載すること。
  - (1) 眼科に関する医療
  - (2) 耳鼻咽喉科に関する医療
  - (3) 口腔くわうに関する医療
  - (4) 整形外科に関する医療
  - (5) 形成外科に関する医療
  - (6) 中枢神経に関する医療
  - (7) 脳神経外科に関する医療
  - (8) 心臓脈管外科に関する医療
  - (9) 心臓移植に関する医療
  - (10) 心臓移植術後の抗免疫療法
  - (11) 腎臓に関する医療
  - (12) 腎移植に関する医療
  - (13) 小腸に関する医療
  - (14) 歯科矯正に関する医療
  - (15) 免疫に関する医療
  - (16) 肝臓移植に関する医療
  - (17) 肝臓移植術後の抗免疫療法
- 3 「主として担当する医師又は歯科医師の氏名」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 4 「自立支援医療を行うための入院設備の定員」は、医療の種類ごとに記載すること。



(誓約内容に係る参考事項)

障害者自立支援法第 59 条第 3 項で準用する同法第 36 条第 3 項の規定による指定を受けることができない者

1 第 4 号関係  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

2 第 5 号関係  
障害者自立支援法及びその他の法律 (児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律) の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

3 第 6 号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者 (次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。)

(1) 指定を取り消された者が法人である場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者 (以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないもの。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないもの。

4 第 8 号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者 (当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。) で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないもの。

5 第 9 号関係  
障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者 (当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。) で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないもの。

6 第 10 号関係  
第 8 号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る法人 (当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。) の役員等又は当該申出に係る法人でない者 (当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。) の管理者であった者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないもの。

7 第 11 号関係  
指定の申請前 5 年以内に自立支援医療に關し不正又は著しく不当な行為をした者。

8 第 12 号関係  
役員等のうちに第 4 号から第 6 号まで又は第 8 号から第 11 号までのいずれかに該当する者のある法人。

9 第 13 号関係  
管理者が第 4 号から第 6 号まで又は第 8 号から第 11 号までのいずれかに該当する者。

様式第 9 号 (第 6 条関係)

( 1 面 )

指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) 指定申請書 (薬局)

保 険 薬 局	医療機関コード	
	名 称	
所 在 地	( 千 一 )	
	(電話番号)	
開 設 者	住 所	
	氏名又は名称	
薬 剤 師 の 氏 名	生 年 月 日	
	職 名	
調 剤 の た め に 必 要 な 設 備 及 び 施 設 の 概 要	経 歴	
役 員 の 氏 名 , 生 年 月 日 及 び 住 所		

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) としての指定を受けるため, 上記のとおり申請します。また, 同法第 59 条第 3 項で準用する同法第 36 条第 3 項の規定による指定を受けることができない者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

開 設 者  
住 所  
氏名又は名称

広島県知事 様

印

- 注 1 育成医療又は更生医療単独で指定を希望する場合は, 「育成医療・更生医療」のうち, 指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。
- 2 保険薬局の指定通知 (写) を添付すること。
- 3 薬剤師の経歴書及び薬剤師免許証の写しを添付すること。
- 4 薬局の見取図を添付すること。
- 5 設備概要等を添付すること。
- 6 役員の氏名, 生年月日及び住所を記載した書類を添付すること。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

- 1 第4号関係  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- 2 第5号関係  
障害者自立支援法及びその他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- 3 第6号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。)
  - (1) 指定を取り消された者が法人である場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消の日から起算して5年を経過しないもの。
  - (2) 指定を取り消された者が法人でない場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消の日から起算して5年を経過しないもの。
- 4 第8号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しに係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。
- 5 第9号関係  
障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。
- 6 第10号関係  
第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。
- 7 第11号関係  
指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者。
- 8 第12号関係  
役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人。
- 9 第13号関係  
管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者。



(誓約内容に係る参考事項)

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

1 第4号関係  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

2 第5号関係  
障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

3 第6号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないもの。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないもの。

4 第8号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しに係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。

5 第9号関係  
障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。

6 第10号関係  
第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。

7 第11号関係  
指定の申請前5年以内に自立支援医療に關し不正又は著しく不当な行為をした者。

8 第12号関係  
役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人。

9 第13号関係  
管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者。



(誓約内容に係る参考事項)

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

- 1 第4号関係  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- 2 第5号関係  
障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- 3 第6号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）。
  - (1) 指定を取り消された者が法人である場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないもの。
  - (2) 指定を取り消された者が法人でない場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないもの。
- 4 第8号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しに係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。
- 5 第9号関係  
障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。
- 6 第10号関係  
第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。
- 7 第11号関係  
指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者。
- 8 第12号関係  
役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人。
- 9 第13号関係  
管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者。

様式第 12 号 (第 6 条関係)

( 1 面 )

指定自立支援医療機関 (精神通院医療) 指定申請書 (薬局)

保 険 薬 局	医療機関コード			
	名 称			
所 在 地	( 〒    —    )			
	(電話番号)			
開 設 者	住 所			
	氏名又は名称			
	生 年 月 日	職 名		
薬 剤 師 の 氏 名				
役員の氏名, 生年月日及び住所				
<p>障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (精神通院医療) としての指定を受けるため, 上記のとおり申請します。          また, 同法第 59 条第 3 項で準用する同法第 36 条第 3 項の規定による指定を受けることができない者のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">年    月    日</p> <p style="text-align: right;">開 設 者 住 所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">広島県知事 様 <span style="float: right;">印</span></p>				

- 注
- 1 保険薬局の指定通知 (写) を添付すること。
  - 2 薬剤師の経歴書を添付すること。
  - 3 薬剤師免許証の写しを添付すること。
  - 4 役員の氏名, 生年月日及び住所を記載した書類を添付すること。



(誓約内容に係る参考事項)

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

- 1 第4号関係  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- 2 第5号関係  
障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- 3 第6号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）。
  - (1) 指定を取り消された者が法人である場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消の日から起算して5年を経過しないもの。
  - (2) 指定を取り消された者が法人でない場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消の日から起算して5年を経過しないもの。
- 4 第8号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しに係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。
- 5 第9号関係  
障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。
- 6 第10号関係  
第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。
- 7 第11号関係  
指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者。
- 8 第12号関係  
役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人。
- 9 第13号関係  
管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者。

様式第 13 号 (第 6 条関係)

( 1 面 )


指定自立支援医療機関 (精神通院医療) 指定申請書 (指定訪問看護事業者等)

指定居宅サービス事業者 ・ 指定訪問看護事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代 住 所	
	表 氏 名	
者	生 年 月 日	
	職 名	
医療機関コード		
名 称	( 干 ー )	
所在地及び電話番号	( 電話番号 )	
訪問看護ステーション等	職 員 の 定 数	職 種
		定 数
役 員 の 氏 名 , 生 年 月 日 及 び 住 所		

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (精神通院医療) としての指定を受けるため, 上記のとおり申請します。  
 また, 同法第 59 条第 3 項で準用する同法第 36 条第 3 項の規定による指定を受けることができない者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

指定居宅サービス事業者  
 指定訪問看護事業者  
 所 在 地  
 名 称  
 代表者氏名



広島県知事 様

注 1 職員の定数は, 指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス (介護保険法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護に限る。) に従事する職員の定数を, 職種ごとに記載すること。

2 役員の氏名, 生年月日及び住所を記載した書類を添付すること。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

1 第4号関係  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

2 第5号関係  
障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

3 第6号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないもの。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないもの。

4 第8号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しに係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。

5 第9号関係  
障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。

6 第10号関係  
第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。

7 第11号関係  
指定の申請前5年以内に自立支援医療に關し不正又は著しく不当な行為をした者。

8 第12号関係  
役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人。

9 第13号関係  
管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者。

様式第 13 号の 2 (第 6 条の 2 関係)

( 1 面 )

指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) 指定更新申請書 (病院又は診療所)

医療機関コード			
	名称		
保険医療機関 所在地	( 〒    -    ) (電話番号)		
	住所		
開設者	氏名又は名称		
	生年月日	職名	
標ぼうしている診療科目			
担当しようとする医療の種類			
主として担当する医師又は 歯科医師の氏名		自立支援医療を行うために必 要な体制及び設備の変更の有無	有・無
自立支援医療を行うための収容設備の定員			
役員の氏名, 生年月日及び住所の変更の有無		有 ・ 無	
<p>障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 60 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) としての指定の更新を受けるため, 上記のとおり申請します。</p> <p>また, 同法第 59 条第 3 項で準用する同法第 36 条第 3 項の規定による指定を受けることができない者のいづれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>年    月    日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">①</p> <p>広島県知事 様</p>			

注 1 育成医療又は更生医療いづれか単独での指定の更新を希望する場合は, 様式中の「育成医療・更生医療」のうち, 指定の更新を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

2 第 6 条第 1 項の申請又は第 7 条の届出 (直近のものに限る。) から変更がある場合は, 指定自立支援医療機関変更届 (別記様式第 14 号) を提出すること。

3 申請書の記入については, 2 面も参考にすること。

(記入要領)

- 1 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 2 「担当しようとする医療の種類」は、次のうち希望するものを記載すること。
  - (1) 眼科に関する医療
  - (2) 耳鼻咽喉科に関する医療
  - (3) 口腔くわくに関する医療
  - (4) 整形外科に関する医療
  - (5) 形成外科に関する医療
  - (6) 中枢神経に関する医療
  - (7) 脳神経外科に関する医療
  - (8) 心臓脈管外科に関する医療
  - (9) 心臓移植に関する医療
  - (10) 心臓移植術後の抗免疫療法
  - (11) 腎臓に関する医療
  - (12) 腎移植に関する医療
  - (13) 小腸に関する医療
  - (14) 歯科矯正に関する医療
  - (15) 免疫に関する医療
  - (16) 肝臓移植に関する医療
  - (17) 肝臓移植術後の抗免疫療法
- 3 「主として担当する医師又は歯科医師の氏名」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 4 「自立支援医療を行うための入院設備の定員」は、医療の種類ごとに記載すること。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

1 第4号関係  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

2 第5号関係  
障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

3 第6号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないもの。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないもの。

4 第8号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。

5 第9号関係  
障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。

6 第10号関係  
第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。

7 第11号関係  
指定の申請前5年以内に自立支援医療に關し不正又は著しく不当な行為をした者。

8 第12号関係  
役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人。

9 第13号関係  
管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者。

様式第 13 号の 3 (第 6 条の 2 関係)

( 1 面 )

指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) 指定更新申請書 (薬局)

保険薬局	医療機関コード		
	名称		
所在地	(〒      -      )		
	(電話番号)		
開設者	住所		
	氏名又は名称		
	生年月日	職名	
薬剤師の氏名			
調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無	有	無	
役員の氏名, 生年月日及び住所の変更の有無	有	無	

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 60 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) としての指定の更新を受けるため, 上記のとおり申請します。

また, 同法第 59 条第 3 項で準用する同法第 36 条第 3 項の規定による指定を受けることができない者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年    月    日

開設者  
住所  
氏名又は名称

(印)

広島県知事 様

注 1 育成医療又は更生医療いづれか単独での指定の更新を希望する場合は, 様式中の「育成医療・更生医療」のうち, 指定の更新を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

2 第 6 条第 1 項の申請又は第 7 条の届出 (直近のものに限る。) から変更がある場合は, 指定自立支援医療機関変更届 (別記様式第 15 号) を提出すること。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

- 1 第4号関係  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- 2 第5号関係  
障害者自立支援法及びその他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- 3 第6号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。)
  - (1) 指定を取り消された者が法人である場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消の日から起算して5年を経過しないもの。
  - (2) 指定を取り消された者が法人でない場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消の日から起算して5年を経過しないもの。
- 4 第8号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しに係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。
- 5 第9号関係  
障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。
- 6 第10号関係  
第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。
- 7 第11号関係  
指定の申請前5年以内に自立支援医療に關し不正又は著しく不当な行為をした者。
- 8 第12号関係  
役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人。
- 9 第13号関係  
管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者。





(誓約内容に係る参考事項)

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

- 1 第4号関係  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- 2 第5号関係  
障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- 3 第6号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）。
  - (1) 指定を取り消された者が法人である場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消の日から起算して5年を経過しないもの。
  - (2) 指定を取り消された者が法人でない場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消の日から起算して5年を経過しないもの。
- 4 第8号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。
- 5 第9号関係  
障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。
- 6 第10号関係  
第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。
- 7 第11号関係  
指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者。
- 8 第12号関係  
役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人。
- 9 第13号関係  
管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者。

様式第 13 号の5 (第 6 条の 2 関係)

( 1 面 )

指定自立支援医療機関 (精神通院医療) 指定更新申請書 (病院又は診療所)

保険医療機関	医療機関コード			
	名称			
所在地	( 〒    —    )			
	(電話番号)			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
標ぼうしている診療科名				
主として担当する医師の氏名				
役員の氏名, 生年月日及び住所の変更の有無		有 ・ 無		
<p>障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 60 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (精神通院医療) としての指定の更新を受けるため, 上記のとおり申請します。また, 同法第 59 条第 3 項で準用する同法第 36 条第 3 項の規定による指定を受けることができない者のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">年    月    日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">広島県知事    様</p> <p style="text-align: right;">⑪</p>				

注 1 標ぼうしている診療科名が多数ある医療機関については, 精神通院医療に主に関係する診療科名のみを記入すること。

2 第 6 条第 2 項の申請又は第 7 条の届出 (直近のものに限る。) から変更がある場合は, 指定自立支援医療機関変更届 (別記様式第 14 号) を提出すること。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

1 第4号関係  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

2 第5号関係  
障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

3 第6号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。）。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないもの。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないもの。

4 第8号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しに係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。

5 第9号関係  
障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。

6 第10号関係  
第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。

7 第11号関係  
指定の申請前5年以内に自立支援医療に關し不正又は著しく不当な行為をした者。

8 第12号関係  
役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人。

9 第13号関係  
管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者。

様式第 13 号の6 (第 6 条の 2 関係)

( 1 面 )

指定自立支援医療機関 (精神通院医療) 指定更新申請書 (薬局)

医療機関コード			
	名 称		
保 険 薬 局	所 在 地	( 〒        -        ) (電話番号)	
開 設 者	住 所		
	氏 名 又 は 名 称	職 名	
薬 剤 師 の 氏 名	生 年 月 日		
	役員の氏名, 生年月日及び住所の変更の有無		有 ・ 無
<p>障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 60 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (精神通院医療) としての指定の更新を受けるため, 上記のとおり申請します。また, 同法第 59 条第 3 項で準用する同法第 36 条第 3 項の規定による指定を受けることができない者のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">年    月    日</p> <p style="text-align: right;">開 設 者 住 所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">広島県知事 様</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>			

注 第 6 条第 2 項の申請又は第 7 条の届出 (直近のものに限る。) から変更がある場合は, 指定自立支援医療機関変更届 (別記様式第 15 号) を提出すること。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者自立支援法第 59 条第 3 項で準用する同法第 36 条第 3 項の規定による指定を受けることができない者

1 第 4 号関係

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

2 第 5 号関係

障害者自立支援法及びその他の法律 (児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律) の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

3 第 6 号関係

障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者 (次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。 )。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

当該取消しの処分に係る行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者 (以下「役員等」という。 ) であつた者で、取消の日から起算して 5 年を経過しないもの。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該者の管理者であつた者で取消の日から起算して 5 年を経過しないもの。

4 第 8 号関係

障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者 (当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。 ) で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないもの。

5 第 9 号関係

障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者 (当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。 ) で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないもの。

6 第 10 号関係

第 8 号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る法人 (当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。 ) の役員等又は当該申出に係る法人でない者 (当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。 ) の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないもの。

7 第 11 号関係

指定の申請前 5 年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者。

8 第 12 号関係

役員等のうちに第 4 号から第 6 号まで又は第 8 号から第 11 号までのいずれかに該当する者のある法人。

9 第 13 号関係

管理者が第 4 号から第 6 号まで又は第 8 号から第 11 号までのいずれかに該当する者。

様式第 13 号の7 (第 6 条の 2 関係)

( 1 面 )

指定自立支援医療機関 (精神通院医療) 指定更新申請書 (指定訪問看護事業者等)

指定居宅サービス事業者 ・ 指定訪問看護事業者	名 称		
	主たる事務所の所在地		
	代 住 所	氏 名	
	表 生 年 月 日	職 名	
訪問看護ステーション等	医 療 機 関 コ ー ド 名		
	所 在 地 及 び 電 話 番 号	( 〒      -      )	( 電 話 番 号 )
	職 員 の 定 数 の 変 更	有      ・      無	
役員の氏名, 生年月日及び住所の変更の有無			
障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 60 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (精神通院医療) としての指定の更新を受けるため, 上記のとおり申請します。また, 同法第 59 条第 3 項で準用する同法第 36 条第 3 項の規定による指定を受けることができない者のいずれにも該当しないことを誓約します。			
年      月      日			
指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 所 在 地 名 称 代表者氏名			
広島県知事      様			



注 第 6 条第 2 項の申請又は第 7 条の届出 (直近のものに限る。) から変更がある場合は, 指定自立支援医療機関変更届 (別記様式第 16 号) を提出すること。

(誓約内容に係る参考事項)

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項の規定による指定を受けることができない者

- 1 第4号関係  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- 2 第5号関係  
障害者自立支援法及びその他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- 3 第6号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(次の(1)及び(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める者を含む。)
  - (1) 指定を取り消された者が法人である場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないもの。
  - (2) 指定を取り消された者が法人でない場合  
当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないもの。
- 4 第8号関係  
障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しに係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。
- 5 第9号関係  
障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。
- 6 第10号関係  
第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないもの。
- 7 第11号関係  
指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者。
- 8 第12号関係  
役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人。
- 9 第13号関係  
管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者。



様式第 14 号 (第 7 条関係)

指定自立支援医療機関変更届 (病院又は診療所)

平成 年 月 日

広島県知事様

開設者 住所  
氏名又は名称

㊦

障害者自立支援法第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療・精神通院医療) としての指定を受けた事項を変更しましたので、同法第 64 条の規定により次のとおり届け出ます。

区分	新		旧	
	医療機関コード			
保険医療機関	名称			
	所在地			
	電話番号			
	住所			
開設者	氏名又は名称			
	生年月日			
	職名			
標ぼうしている診療科名				
主として担当する医師又は歯科医師の氏名, 生年月日, 住所及び経歴				
自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要				
自立支援医療を行うための収容設備の定員				
従業員の氏名, 生年月日及び住所				
変更理由				
変更年月日				

注 1 育成医療・更生医療・精神通院医療のうち不用の文字は二重線で消すこと。

2 変更がある項目について新旧欄に記載すること。

3 主として担当する医師又は歯科医師に変更がある場合は、経歴書及び医師免許証の写しを添付すること。この場合において、腎臓に関する医療、小腸に関する医療及び心臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとするときは、それぞれ臨床実績等に関する証明書を添付すること。

4 必要な設備及び体制に変更がある場合は、設備概要等を添付すること。

5 従業員の氏名, 生年月日及び住所に変更がある場合は、変更した事項等を確認できる書類を添付すること。

様式第 15 号 (第 7 条関係)

指定自立支援医療機関変更届 (薬局)

平成 年 月 日

広島県知事様

開設者 住所  
氏名又は名称



障害者自立支援法第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療・精神通院医療) としての指定を受けた事項を変更しましたので, 同法第 64 条の規定により次のとおり届け出ます。

区分		新	旧
保険薬局	医療機関コード		
	名称		
	所在地		
	電話番号		
開設者	住所		
	氏名又は名称		
	生年月日		
	職名		
薬剤師の氏名			
薬剤師の経歴			
調剤のために必要な設備及び施設の概要			
役員の氏名, 生年月日及び住所			
変更理由			
変更年月日			

- 注
- 1 育成医療・更生医療・精神通院医療のうち不用の文字は二重線で消すこと。
  - 2 変更がある項目について新旧欄に記載すること。
  - 3 薬剤師に変更がある場合は, 経歴書及び薬剤師免許証の写しを添付すること。
  - 4 必要な設備及び体制に変更がある場合は, 設備概要等を添付すること。
  - 5 役員の氏名, 生年月日及び住所に変更がある場合は, 変更した事項等を確認できる書類を添付すること。

様式第 16 号 (第 7 条関係)

指定自立支援医療機関変更届 (指定訪問看護事業者等)

広島県知事様

平成 年 月 日

指定居宅サービス事業者  
 指定訪問看護事業者  
 所在地  
 名称  
 代表者氏名

㊦

障害者自立支援法第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療・精神通院医療) としての指定を受けた事項を変更しましたので、同法第 64 条の規定により次のとおり届け出ます。

区分		新		旧	
指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者	名称				
	主たる事務所の所在地				
	代表者	住所			
		氏名			
医療機関コード	生年月日				
	職名				
訪問看護ステーション等	名称	医療機関コード			
		所在地			
	電話番号	職数			
		職種			
役員の氏名, 生年月日及び住所 変更理由 変更年月日					

- 注
- 1 育成医療・更生医療・精神通院医療のうち不用な文字は二重線で消すこと。
  - 2 変更がある項目について新旧欄に記載すること。
  - 3 職員の定数は、指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス (介護保険法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護に限る。) に従事する職員の定数を、職種ごとに記載すること。
  - 4 役員の氏名, 生年月日及び住所に変更がある場合は、変更した事項等を確認できる書類を添付すること。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の障害者自立支援法施行細則による様式でしている申請又は届出は、この規則による改正後の障害者自立支援法施行細則の様式による申請又は届出とみなす。